

2019年5月16日 全14頁

＜最新版＞ 米中冷戦再開の政治経済分析

通商協議決裂の政治力学解析と世界経済・日本経済への影響試算

経済調査部

エコノミスト 小林 俊介

研究員 廣野 洋太

[要約]

- 5月10日、米国は約2,500億ドル全ての対中輸入品目への追加関税率を25%に引き上げた。さらに、残りの約3,000億ドルにも最大25%の追加関税を賦課する予定である。一方中国は、600億ドル相当の対米輸入品への追加関税を6月1日に最大25%へと引き上げることがを表明した。そこで本稿では①背景にある政治力学を解析し、②世界経済への影響を網羅的に分析するとともに、③日本経済への含意を考察する。
- **【決裂の可能性が高まる米中通商協議】** 中国の覇権への挑戦を阻止することを目的とした米国の妨害戦略は長期的に続くだろう。その主たる手段は軍事政策だが、軍事的優位性を維持するために国力・経済力格差の維持が必須となる。ここで減税と関税が大きな意味を持つ以上、今後も長期的に通商摩擦の激化が継続する公算が大きい。
- **【世界経済に与える影響の網羅的分析】** 米国の対中関税は、5月10日以降、2,575億ドルの輸入品目に対して賦課されている。これらの品目への追加関税が一律25%に引き上げられたことで、追加関税総額は326億ドルから644億ドルとなった。品目別では、記憶装置の部品などの電子機器の部品、携帯電話を含む電話機の追加関税額のウェイトが大きい。また、残りの約3,000億ドルの品目に追加関税が課されると対象品目は5,255億ドルとなり、追加関税総額は1,314億ドルに上る。こちらの追加関税対象品目は、携帯電話を含む電話機やノートパソコン、玩具など消費財のウェイトが大きい。
- 大和総研のマクロモデルを用いた試算によれば、足下の追加関税率に6月1日に予定されている中国の報復を加えると、GDPの下押し効果は中国▲0.25%、米国▲0.29%、日本▲0.02%となる。さらに、米国が残りの3,000億ドル相当にも25%の追加関税を賦課した場合、GDPの下押し効果は中国▲0.36%、米国▲0.55%、日本▲0.03%となる。
- **【日本経済への含意】** 日本にとって最も懸念すべき問題は「二次的効果」だ。すなわち、中国から米国に輸出されている電子機器を生産するために必要となる部材や資本財の対中輸出が顕著に減少する効果である。他方、米中冷戦が深刻化するほどに同盟関係が重要となり、米国による対日関税の引き上げリスクが後退することや、米中が関税を相互に賦課することで日本における代替生産が増加する「代替効果」は、日本経済にとって言えば「漁夫の利」となりうる点にも留意しておきたい。

1. 「決裂」の可能性が高まる米中通商協議

5月10日、米国は約2,500億ドル全ての対中輸入品目への追加関税率を25%に引き上げた。さらに同13日には、USTR（通商代表部）が残りの約3,000億ドル相当の品目にも最大25%の追加関税を賦課するとし、品目リストを公表している¹。一方、中国は報復として600億ドル相当の対米輸入品への追加関税を6月1日に最大25%へと引き上げることを表明した²。そこで本稿では①背景にある政治力学を解析し、②世界経済への影響を網羅的に分析するとともに、③日本経済への含意を考察する。なお、本稿は5月7日付レポートの内容を、その後の情報を基にアップデートしたものだ。加筆部分のみをご覧になりたい場合は、「[図表 5-6](#)」、「[図表 11-12](#)」、および解説該当部分をご参照いただくと幸甚である。

「米中冷戦」は、覇権争いが決着するまで解決しない

まず、簡単に時系列を振り返りたい。忘れられがちだが、米国は2018年9月の時点で既に、年間約2,500億ドル相当の輸入品目に対する25%の対中関税を決定している³。そして同関税は2019年1月1日から発動される予定であった。また同時期に、いわゆる「西側諸国」による「中国包囲網」が強化されている（[図表 2](#)、[条項 6](#)（緑色に着色された部分））⁴。

日米欧は「知的財産の収奪、強制的技術移転、貿易歪曲的な産業補助金、国有企業によって創り出される歪曲化及び過剰生産を含む不公正な貿易慣行に対処するため」（日米共同声明 外務省仮訳より抜粋）、WTO改革を行うことで合意した。NAFTAに代わる新協定であるUSMCAでも、非市場型経済国と貿易交渉を行う場合に他のUSMCA加盟国との協議を義務付ける条項が盛り込まれた⁵。

さらに、著書『100年マラソン（邦題は「China 2049」）』にて中国の覇権への挑戦に警鐘を鳴らしたことで広く知られているピルズベリー氏の招聘を受け、ハドソン研究所においてペンズ副大統領が演説を行い、中国への強烈な批判を展開したのもこの時期である。

これらを通じた米国のメッセージは明確であった。米国は中国の台頭を許さない。そして、米国による中国たたきは、超党派で一致をみている。

¹ USTR “[Request for Comments Concerning Proposed Modification of Action Pursuant to Section 301: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation](#)”

なお、6月17-24日にかけてパブリックヒアリングが行われる予定となっている。その後に予定されているG20（6月27-28日）でのトランプ大統領と習主席の会談成立可否とも合わせて、実際の関税率がどの程度になるか現時点では未定である。

² 中華人民共和国財政部「[国务院关税税则委员会关于对原产于美国的部分进口商品提高加征关税税率的公告](#)」

³ 約500億ドル相当の輸入品目に対する25%の関税は当時既に発動済み。加えて、約2,000億ドル相当の輸入品目に対する10%の関税が発動された。

⁴ より詳細な内容は、日米共同声明（9月26日）の前日（9月25日）に発表された下記資料に詳しい。

「[三極貿易大臣会合共同声明](#)」

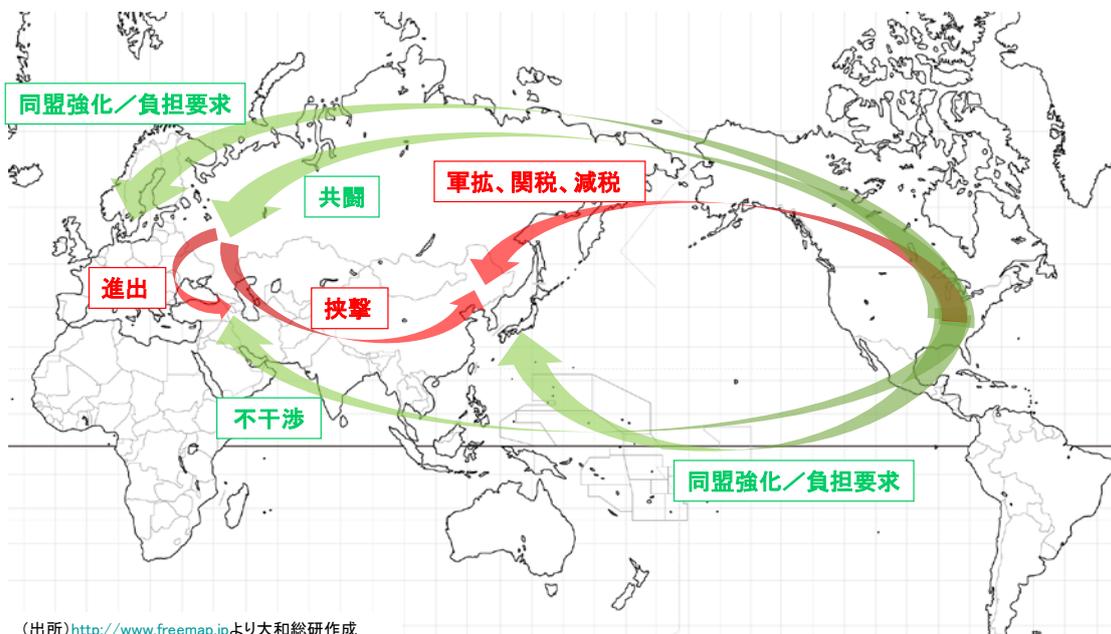
⁵ 詳細は下記資料の“Article 32.10: Non-Market Country FTA”を参照。

“USMCA CHAPTER 32 - EXCEPTIONS AND GENERAL PROVISIONS”

<https://usmca.com/exceptions-and-general-provisions-usmca-chapter-32/>

覇権奪取を阻止する一つの手段は軍事政策であるが、米国は軍事的優位性を維持する上で国力・経済力格差の維持を必要とする。ここで減税と関税が大きな意味を持つことになる。また、冷戦は消耗戦だ。消耗戦を優位に戦う上では兵糧が重要となるが、この文脈から、同盟諸国による中国包囲網が必要となるわけだ⁶。

図表 1：米中冷戦下の世界秩序



(出所) <http://www.freemap.jp>より大和総研作成

図表 2：「日米共同声明」全文（仮翻訳）⁷

1

2018年9月26日のニューヨークにおける日米首脳会談の機会に、我々、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、両国経済が合わせて世界のGDPの約3割を占めることを認識しつつ、日米間の強力かつ安定的で互恵的な貿易・経済関係の重要性を確認した。大統領は、相互的な貿易の重要性、また、日本や他の国々との貿易赤字を削減することの重要性を強調した。総理大臣は、自由で公正なルールに基づく貿易の重要性を強調した。

2

この背景のもと、我々は、更なる具体的手段をとることも含め、日米間の貿易・投資を互恵的な形で更に拡大すること、また、世界経済の自由で公正かつ開かれた発展を実現することへの決意を再確認した。

3

日米両国は、**所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定(TAG)について、また、他の重要な分野(サービスを含む)で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。**

4

日米両国はまた、**上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。**

5

上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する
 - **日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。**
 - **米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。**

6

日米両国は、第三国の非市場志向型の政策や慣行から日米両国の企業と労働者をより良く守るための協力を強化する。したがって我々は、**WTO改革、電子商取引の議論を促進するとともに、知的財産の収奪、強制的技術移転、貿易歪曲的な産業補助金、国有企業によって創り出される歪曲化及び過剰生産を含む不公正な貿易慣行に対処するため、日米、また日米欧三種の協力を通じて、緊密に作業していく。**

7

日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、**その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。**また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

(出所) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000402972.pdf> (着色、下線は筆者)

⁶ 詳細は下記レポート参照。小林俊介・廣野洋太「日本経済見通し：2018年10月 米中貿易戦争の本質 - 「歴史の終わり」の終わり(もしくは始まり) -」(大和総研レポート、2018年10月23日)

⁷ 正文は下記資料を参照。“Joint Statement of the United States and Japan”

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/joint-statement-united-states-japan/>

「一時停戦」の含意と「決裂」への力学

米国の決意は固いと言えそうだ。従って長期的視野に立てば、「米中冷戦」は深刻化することこそあれ、米中の覇権争いが決着するまで、少なくとも現時点では解決の目途が立たない。

だからこそ、逆説的ではあるが、2018年12月の米中首脳会談を受けた米中の「一時停戦」が世界経済に対してポジティブサプライズを与えたとも言えよう。同会談を経て、米国は中国に五箇条の要求を行うことと引き換えに、既に発動していた10%の対中関税を25%へと引き上げる措置を延期することに同意した（**図表3**）。

対中姿勢の軟化の背景として、米国の政治スケジュールは重要な比重を占めたとみられる。2018年11月に行われた米国中間選挙に向け、トランプ政権および共和党には「外に敵を作る」誘因を強めていた。そしてひとたび選挙が終われば、この誘因は後退する。次の選挙は2020年11月だ。となれば、2020年に再び「炎上商法」を行うために、2019年は、米国経済を強化しておく必要がある。

そして当然のことながら、中国も米国の事情を重々、承知している。だからこそ、交渉が難航したとも言えるだろう。拙稿「『中国経済回復』の虚実—中国経済が向かう先は失速か、バブル再来か⁸」でも指摘したように、米中通商協議に対する中国国内の期待値は高すぎた。

図表3：「米中首脳会談」、米国側の叩き台

Statement from the Press Secretary Regarding the President's Working Dinner with China

1st, Dec 2018

The President of the United States, Donald J. Trump, and President Xi Jinping of China, have just concluded what both have said was a "highly successful meeting" between themselves and their most senior representatives in Buenos Aires, Argentina. Very importantly, President Xi, in a wonderful humanitarian gesture, **(1) has agreed to designate Fentanyl as a Controlled Substance, meaning that people selling Fentanyl to the United States will be subject to China's maximum penalty under the law.**

On Trade, President Trump has agreed that **on January 1, 2019, he will leave the tariffs on \$200 billion worth of product at the 10% rate, and not raise it to 25% at this time. (2) China will agree to purchase a not yet agreed upon, but very substantial, amount of agricultural, energy, industrial, and other product from the United States** to reduce the trade imbalance between our two countries. China has agreed to start purchasing agricultural product from our farmers immediately. President Trump and President Xi have agreed to **(3) immediately begin negotiations on structural changes with respect to forced technology transfer, intellectual property protection, non-tariff barriers, cyber intrusions and cyber theft, services and agriculture. Both parties agree that they will endeavor to have this transaction completed within the next 90 days. If at the end of this period of time, the parties are unable to reach an agreement, the 10% tariffs will be raised to 25%.**

(4) It was also agreed that great progress has been made with respect to North Korea and that President Trump, together with President Xi, will strive, along with Chairman Kim Jong Un, to see a nuclear free Korean Peninsula. President Trump expressed his friendship and respect for Chairman Kim.

(5) President Xi also stated that he is open to approving the previously unapproved Qualcomm-NXP deal should it again be presented to him.

President Trump stated: "This was an amazing and productive meeting with unlimited possibilities for both the United States and China. It is my great honor to be working with President Xi."

(出所) <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-press-secretary-regarding-presidents-working-dinner-china/>

(着色、下線、番号は筆者)

⁸ 詳細は下記レポート参照。小林俊介・廣野洋太「『中国経済回復』の虚実—中国経済が向かう先は失速か、バブル再来か—」（大和総研レポート、2019年4月19日）

たとえば「中国は多くの点で既に米国に譲歩している。これ以上の要求は内政干渉だ。また、トランプ大統領はビジネスパーソンであり、経済合理性を考えれば合意に至って然るべきだろう。昨年発動された関税の撤廃さえ、十分ありうる」-こうしたコンセンサスが形成されていた。

確かに、12月の米中首脳会談で米国が中国に要求した5つの条項のうち、既に4つ（中毒性の高い薬物の輸出抑制、農産物等の購入拡大、北朝鮮問題における協力、米国通信企業への妨害停止）については、譲歩が行われている（**図表 3**、赤色部分）。残された問題は知財権保護等を巡る構造改革だが、中国は「外商投資法」の制定により、既に解決済みとの主張を強めている。

しかしながら、「外商投資法」はあくまでガイドラインを示すものにすぎない。過去20年に亘って中国が玉虫色の改善策で米国の非難をかわしてきたことを踏まえると、あるいは現在の米国世論・政治における中国脅威論の高まりを踏まえると、具体的な改善行程へのコミットメントなしに、米国が妥結を選択することもまた、考えがたい。米国は現時点で中国が提示している条件で譲歩することはできないということだ。

しかし中国も米国の提案を飲むことは難しい。中国世論の期待値が高い中、さらなる譲歩を示すことは中国政府の沽券にかかわってくるためだ。従って中国は当面、「交渉しているフリ」を決め込み、「時間を買ひ」、2018年のデレバレッジを主因として失速した国内景気のテコ入れに注力する、言わば「牛歩戦略」に出たとみられる。

図表 4 : 「米中首脳会談」中国側の公表成果

Xi, Trump hold 'very successful' meeting on ties, trade

2nd, Dec 2018

President Xi Jinping and his US counterpart Donald Trump held a "very successful" meeting in Buenos Aires, Argentina on Dec 1 and agreed to continue to maintain close contact.

At the working dinner after the conclusion of the 13th Group of 20 summit, Xi and Trump had an in-depth exchange of views on China-US relations and international affairs of mutual concern in a friendly and candid atmosphere, **reaching important consensus and agreeing not to impose new additional tariffs.**

The two sides agreed to expand cooperation based on reciprocity and mutual benefit and manage differences based on mutual respect so as to jointly advance China-US relations with coordination, cooperation and stability as the defining features.

Xi pointed out that China and the United States shoulder important responsibilities in promoting world peace and prosperity.

Sound China-US relations, Xi said, are in line with the fundamental interests of the two peoples and the general expectation of the international community.

Cooperation is the best option for the two countries, Xi said.

Xi called on both China and the United States to handle the development of bilateral relations from an overall perspective and push for long-term, healthy and stable development, delivering more and better benefits to the two nations and people around the world.

Trump said he agrees with Xi on his evaluation of bilateral relations.

US-China relations are very special and important, Trump said, adding that it is in the interest of the two countries as well as the world that the United States and China, both countries of significant influence, maintain a good cooperative relationship.

The US side, he added, is ready to increase cooperation with China through consultations and actively seek mutually beneficial solutions to their problems.

The two heads of state are willing to maintain close exchanges in various forms to jointly chart the course of the development of China-US relations.

(出所) http://english.gov.cn/news/top_news/2018/12/02/content_281476415821808.htm (着色、下線は筆者)

米国の「先制攻撃」を可能にした「二つの援軍」

こうした経緯を踏まえると、今回の米国による追加関税率引き上げは、中国に予想外の先制攻撃を加える乾坤一擲の一撃として位置付けることができるだろう。しかし何故、中国の思惑は裏切られ、選挙のない2019年というタイミングで米国は「決裂」のカードを出したのだろうか。

真意はトランプ大統領しか知りえないが、一つの推測として有力な背景と考えられるのは、米国経済に「余力」が生まれていることだろう⁹。米国経済の目下の懸念は、2018年の成長率を押し上げた減税効果の剥落であるが、今のところその影響はあくまで緩やかにしか確認されていない。また、金融危機以降の猛烈な非労化の結果としてスラックが残存していることを背景に、新規雇用の増加ペースも未だ極めて堅調だ。株価も最高値を更新している。

加えて、政策面で二つの「援軍」が近づいている。一つは、インフラ投資拡大の実現確度の向上だ。同政策は、有言実行を地で行くトランプ大統領にしては珍しく「公約の積み残し」となっている。その背景は財源を巡る共和党と民主党の対立などであった。しかし2019年4月、トランプ大統領は民主党の議会指導部と会談を行い、インフラ投資の法案作成に向けて協議を始めることで合意したとの報道がなされている。なお、見過ごされがちであるが、対中関税が25%へと引き上げられた場合、後述するように年間644億ドルの歳入が発生する。同収入がインフラ投資の財源を補充する可能性は十分に考えられるし、それこそが前述した「冷戦」の常道でもある（**図表1**）。

もう一つは、金融政策による側面援護だ。まず筋の問題として、米中冷戦は国家戦略として行われているものだ。金融政策はこれを前提条件として調整されなければならない。しかし、拙速な金融引締めが進められてきた結果として、2018年の米国経済と金融市場は大きく混乱した。その反省も踏まえ、FRBは緩和方向へと、政策フレームワークの見直しを進めている。もちろん、関税が引き上げられた場合の金融政策のネックは、輸入物価の上昇に伴うインフレの深刻化により、望まれざる金融引締めに追い込まれることだ。しかし、FRBは2019年に入ってから「平均インフレ率目標」や「上下に対象的なインフレ目標」、そして「高圧経済」といった概念への言及を増加させている¹⁰。少なくとも過去に比べれば、金融政策による側面援護を受けやすい状況が示現しつつあることは事実だろう。

⁹ もちろん、決裂の背景としては経済以外の要因も多々考えられる。たとえば創業者の長女でもあるファーウェイ CFO の身柄を巡る米中間の緊張関係は、カナダを巻き込んで混乱の度合いを増している。また、**図表3**でも提示されている北朝鮮を巡る中国の協力が奏功しているか否かは、昨今の半島情勢からは判然としない。

¹⁰ 詳細は下記レポート参照。小林俊介・廣野洋太『『逆イールド』が目前に迫るFRBの最終手段 - 残された唯一の選択肢は『ステルス・逆・ツイスト・オペ』-』（大和総研レポート、2019年4月19日）

2. 対中 25%関税「完全発動」が世界経済に与える影響の網羅的分析

前章で議論したような背景を受け、「米中冷戦」は再激化し、冒頭で述べたように関税引き上げが再開されている。従って本章では、対中関税が 25%へと引き上げられた効果、および、さらに残り約 3,000 億ドル全てにも追加関税が 25%付加された場合の影響について網羅的な分析を試みる。

米中貿易戦争に伴う品目別の関税率および関税額の詳細一覧

まず、公表された品目リスト¹¹を参考に、いわゆる第3弾までの対象輸入金額と追加関税額、追加関税率を品目別にまとめたものが**図表 5・6**である。なお、同試算における追加関税率は、より細かい品目分類で計算された関税総額を、品目別の輸入金額で加重平均することで計算した。

まず米国の対中関税は、2,575 億ドルの輸入品目に対して賦課される（金額は 2018 年実績）。そして追加関税総額は、2,000 億ドルに対し 10%の追加関税率であれば 326 億ドルであるが、25%への引き上げが行われたため、現行では 644 億ドルとなる。

内訳を品目別に見ると、まず既に発動されている、約 500 億ドル相当の輸入品目の中では磁気ディスクドライブなどのストレージ等の機械類、半導体や集積回路などの電子部品のウェイトが大きい。

他方、約 2,000 億ドル相当の輸入品目に対する追加関税については、記憶装置の部品などの電子機器の部品、携帯電話を含む電話機のウェイトが大きい。なお、パブリックコメントを受けて除外された品目では、化学製品や原料プラスチック製品などの金額が大きかった。他にはスマートウォッチなどの消費者家電、繊維、農産品などもリストの対象から外れている。

¹¹ 関税品目および個別関税率は下記の各資料に基づく。

米国 (340 億ドル)

<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/List%201.pdf>

米国 (160 億ドル)

<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/List%202.pdf>

米国 (2,000 億ドル)

<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Tariff%20List-09.17.18.pdf>

米国 (3,000 億ドル)

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/May_2019_Proposed_Modification.pdf

中国 (340 億ドル)

<http://images.mofcom.gov.cn/www/201806/20180616015345014.pdf>

中国 (160 億ドル)

<http://images.mofcom.gov.cn/www/201806/20180616015405568.pdf>

中国 (600 億ドル)

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201808/t20180803_2980950.html

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180918_3022592.html

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201905/t20190513_3256788.html

図表 5：米中貿易戦争に伴う品目別の関税率および関税額の詳細一覧（米国）

HS 2 桁	品目名	米国による対中関税							
		対中輸入額 (2500億ドル対 象品目、100万ド ル)	2,000億ドルに10%ケース (~2019年5月9日)		2,500億ドルに25%ケース (2019年5月10日~)		対中輸入額 (5500億ドル対 象品目、100万ド ル)	全品目に25%ケース (未定)	
			追加関税額 (100万ドル)	追加関税率 (%)	追加関税額 (100万ドル)	追加関税率 (%)		追加関税額 (100万ドル)	追加関税率 (%)
01	動物（生きてるものに限る。）	0	0	0.0	0	0.0	45	11	25.0
02	肉及び食用のくす肉	16	2	10.0	4	25.0	16	4	25.0
03	魚並びに甲殻類、軟体動物など	1,660	166	10.0	415	25.0	2,294	574	25.0
04	酪農品、鳥卵、天然はちみつなど	29	3	10.0	7	25.0	29	7	25.0
05	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	218	21	10.0	54	25.0	453	113	25.0
06	生きてる植物及びりん茎、切花及び装飾用の葉	0	0	0.0	0	0.0	70	18	25.0
07	食用の野菜、根及び塊茎	400	40	10.0	100	25.0	401	100	25.0
08	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	111	11	10.0	28	25.0	189	47	25.0
09	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	0	0	0.0	0	0.0	281	70	25.0
10	穀物	23	2	10.0	6	25.0	23	6	25.0
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	62	6	10.0	16	25.0	62	16	25.0
12	種及び果実、飼料用植物	284	28	10.0	71	25.0	284	71	25.0
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	0	0	0.0	0	0.0	263	66	25.0
14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	23	2	10.0	6	25.0	26	7	25.0
15	油脂、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	15	2	10.0	4	25.0	61	15	25.0
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物などの調製品	875	88	10.0	219	25.0	875	219	25.0
17	糖類及び砂糖菓子	151	15	10.0	38	25.0	170	43	25.0
18	ココア及びその調製品	0	0	0.0	0	0.0	35	9	25.0
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	200	20	10.0	50	25.0	231	58	25.0
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	1,248	125	10.0	312	25.0	1,248	312	25.0
21	各種の調製食品	135	14	10.0	34	25.0	437	109	25.0
22	飲料、アルコール及び食酢	39	4	10.0	10	25.0	95	24	25.0
23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	274	27	10.0	69	25.0	274	69	25.0
24	たばこ及び製造たばこ代用品	32	3	10.0	8	25.0	32	8	25.0
25	塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント	182	18	10.0	45	25.0	259	65	25.0
26	鉱石、スラグ及び灰	19	2	10.0	5	25.0	19	5	25.0
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	578	58	10.0	144	25.0	734	183	25.0
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の化合物	1,049	105	10.0	262	25.0	1,299	325	25.0
29	有機化学品	3,757	376	10.0	939	25.0	6,203	1,551	25.0
30	医薬用品	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
31	肥料	61	6	10.0	15	25.0	61	15	25.0
32	なめしエキス、染色エキス、タンニン、染料、着色料、ペイント、ワニス	635	64	10.0	159	25.0	673	168	25.0
33	精油、レジンoid、調製香料及び化粧品類	1,368	137	10.0	342	25.0	1,562	391	25.0
34	せっけん、洗剤、調製洗剤、ろう、磨き剤、ろうそく、歯科用ワックス	272	28	10.0	68	25.0	391	98	25.0
35	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	227	23	10.0	57	25.0	352	88	25.0
36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	4	0	0.0	1	25.0	357	89	25.0
37	写真用又は映画用の材料	28	3	10.0	7	25.0	28	7	25.0
38	各種の化学工業生産品	1,504	151	10.0	376	25.0	1,522	380	25.0
39	プラスチック及びその製品	9,573	1,317	13.8	2,393	25.0	19,209	4,802	25.0
40	ゴム及びその製品	3,743	374	10.0	936	25.0	4,066	1,017	25.0
41	原皮（毛皮を除く。）及び革	28	3	10.0	7	25.0	28	7	25.0
42	革製品及び動物用装具並びに旅行用具、ハンドバッグ、腸の製品	7,412	741	10.0	1,853	25.0	7,412	1,853	25.0
43	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	72	7	10.0	18	25.0	72	18	25.0
44	木材及びその製品並びに木炭	3,021	302	10.0	755	25.0	3,958	989	25.0
45	コルク及びその製品	23	2	10.0	6	25.0	23	6	25.0
46	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び杖条細工物	332	33	10.0	83	25.0	332	83	25.0
47	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	7	1	10.0	2	25.0	7	2	25.0
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	3,291	329	10.0	823	25.0	3,629	907	25.0
49	書籍、新聞、絵画その他の印刷物、手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	0	0	0.0	0	0.0	2,313	578	25.0
50	絹及び絹織物	23	2	10.0	6	25.0	23	6	25.0
51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	25	2	10.0	6	25.0	25	6	25.0
52	綿及び綿織物	209	21	10.0	52	25.0	239	60	25.0
53	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	36	4	10.0	9	25.0	36	9	25.0
54	人造繊維とその製品	615	62	10.0	154	25.0	639	160	25.0
55	人造繊維の短繊維及びその織物	395	39	10.0	99	25.0	478	120	25.0
56	ウォーディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、絹及びケーブル	711	71	10.0	178	25.0	711	178	25.0
57	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	740	74	10.0	185	25.0	740	185	25.0
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びびしゅう布	220	22	10.0	55	25.0	303	76	25.0
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類	613	61	10.0	153	25.0	630	157	25.0
60	メリヤス編物及びクロセ編物	387	39	10.0	97	25.0	438	109	25.0
61	衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	0	0	0.0	0	0.0	14,778	3,694	25.0
62	衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	0	0	0.0	0	0.0	12,918	3,229	25.0
63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類	0	0	0.0	0	0.0	8,412	2,103	25.0
64	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	0	0	0.0	0	0.0	14,061	3,515	25.0
65	帽子及びその部分品	1,323	132	10.0	331	25.0	1,636	409	25.0
66	傘、つえ、シートステッキ及びびしゅう並びにこれらの部分品	0	0	0.0	0	0.0	579	145	25.0
67	調製羽毛、羽毛製品、造毛製品、造毛人髪製品	18	2	10.0	5	25.0	1,829	457	25.0
68	石、プラスチック、セメント、石膏、雲母その他これらに類する材料の製品	2,184	218	10.0	546	25.0	2,184	546	25.0
69	陶磁製品	722	72	10.0	181	25.0	2,670	668	25.0
70	ガラス及びその製品	2,678	270	10.0	669	25.0	3,322	830	25.0
71	天然又は養殖の真珠、貴石、貴金属及び貴金属を張った金属とこれらの製品	101	10	10.0	25	25.0	3,091	773	25.0
72	鉄鋼	82	8	10.0	20	25.0	635	159	25.0
73	鉄鋼製品	10,057	1,141	11.3	2,514	25.0	13,213	3,303	25.0
74	銅及びその製品	621	62	10.0	155	25.0	633	158	25.0
75	ニッケル及びその製品	66	7	10.0	17	25.0	66	17	25.0
76	アルミニウム及びその製品	991	102	10.3	248	25.0	2,852	713	25.0
77	(欠番)								
78	鉛及びその製品	5	0	0.0	1	25.0	5	1	25.0
79	亜鉛及びその製品	73	7	10.0	18	25.0	137	34	25.0
80	すず及びその製品	22	2	10.0	5	25.0	22	5	25.0
81	その他の単金属及びサーメット並びにこれらの製品	226	23	10.0	56	25.0	251	63	25.0
82	単金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	3,474	347	10.0	868	25.0	4,298	1,075	25.0
83	各種の単金属製品	3,695	370	10.0	924	25.0	5,698	1,425	25.0
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	60,848	8,716	14.3	15,212	25.0	116,695	29,174	25.0
85	電気機器及びその部分品、録音機、音声再生機、映像・音声の記録用、再生用の機器	68,830	9,320	13.5	17,208	25.0	156,259	39,065	25.0
86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両とこれらの部分品、線路用装備品及びその部分品	747	187	25.0	187	25.0	1,210	303	25.0
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品	15,929	1,922	12.1	3,982	25.0	16,615	4,154	25.0
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	550	137	25.0	137	25.0	550	138	25.0
89	船舶及び浮き構造物	143	16	11.4	36	25.0	160	40	25.0
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器	6,122	1,360	22.2	1,531	25.0	9,297	2,324	25.0
91	時計及びその部分品	61	6	10.0	15	25.0	642	161	25.0
92	楽器並びにその部分品及び付属品	0	0	0.0	0	0.0	576	144	25.0
93	武器及び銃砲並びにこれらの部分品及び付属品	0	0	0.0	0	0.0	154	39	25.0
94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション、照明器具	30,978	3,098	10.0	7,744	25.0	34,477	8,619	25.0
95	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び付属品	27	3	10.0	7	25.0	2,261	565	25.0
96	雑品	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
97	美術品、収集品及びこつとう	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
計		267,525	32,596	12.2	64,381	25.0	525,541	131,385	25.0

(注1) 500億ドル分に25%、2,000億ドル分の品目については、10%の追加関税をかける場合（~2019年5月9日）と25%の追加関税をかける場合（2019年5月10日~）を計算

さらに医薬品、レアアースを除く全品目に25%の追加関税をかける場合を計算

(注2) 品目の細分化に限界があるため、追加関税対象額の合計は公表値とは一致しない。なお品目名は適宜省略しているため、関税率などの表記とは一致しない。

(注3) 2018年の実績値より計算。

(出所) Bureau of the Census, USTRより大和総研作成

図表6：米中貿易戦争に伴う品目別の関税率および関税額の詳細一覧（中国）

HS 2 桁	品目名	中国による対米関税				
		対米輸入額 (対象品目、 100万ドル)	600億ドルに平均7.4%ケース (~2019年6月31日、予定)		600億ドルに平均14.5%ケー (2019年6月1日~、予定)	
			追加関税額 (100万ドル)	追加関税率 (%)	追加関税額 (100万ドル)	追加関税率 (%)
01	動物（生きているものに限る。）	5	0	5.1	1	10.2
02	肉及び食用のくす肉	1,187	297	25.0	297	25.0
03	魚並びに甲殻類、軟体動物など	1,315	329	25.0	329	25.0
04	酪農品、鳥卵、天然はちみつなど	428	107	24.9	107	25.0
05	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	96	17	17.3	22	23.2
06	生きている植物及びりん茎、切花及び装飾用の葉	4	0	10.0	1	25.0
07	食用の野菜、根及び塊茎	45	7	16.6	8	18.8
08	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	766	191	24.9	191	25.0
09	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	18	2	10.0	4	25.0
10	穀物	1,507	377	25.0	377	25.0
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	24	1	6.2	3	13.5
12	種及び果実、飼料用植物	14,431	3,591	24.9	3,597	24.9
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	21	2	9.4	4	19.2
14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	9	2	24.1	2	25.0
15	油脂、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	139	14	9.9	33	23.5
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物などの調製品	5	1	24.7	1	24.9
17	糖類及び砂糖菓子	79	5	6.1	10	12.4
18	コア及びその調製品	29	3	9.5	6	19.9
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	120	10	8.5	23	18.8
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	272	26	9.4	43	15.9
21	各種の調製食品	442	33	7.6	78	17.6
22	飲料、アルコール及び食酢	138	15	10.8	33	23.8
23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	522	66	12.6	91	17.4
24	たばこ及び製造たばこ代用品	170	43	25.0	43	25.0
25	塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント	321	22	6.9	50	15.6
26	鉱石、スラグ及び灰	1,513	131	8.7	315	20.8
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴古物質並びに鉱物性ろう	4,084	925	22.7	1,021	25.0
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の化合物	900	58	6.4	98	10.8
29	有機化学品	3,715	403	10.8	561	15.1
30	医療用品	211	12	5.5	16	7.6
31	肥料	56	3	5.8	5	8.2
32	なめしエキス、染色エキス、タンニン、染料、着色料、ペイント、ワニス	501	38	7.6	78	15.6
33	精油、レジン、調製香料及び化粧品類	896	85	9.5	199	22.2
34	せっけん、洗剤、調製潤滑剤、ろう、磨き剤、ろうそく、歯科用ワックス	878	137	15.6	161	18.3
35	たんばく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	489	48	9.8	62	12.7
36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	58	3	5.0	4	7.2
37	写真用又は映画用の材料	461	43	9.2	100	21.8
38	各種の化学工業生産品	1,811	126	7.0	240	13.2
39	プラスチック及びその製品	5,547	636	11.5	964	17.4
40	ゴム及びその製品	1,174	92	7.8	154	13.1
41	原皮（毛皮を除く。）及び革	1,199	63	5.2	71	5.9
42	革製品及び動物用装具並びに旅行用具、ハンドバッグ、腸の製品	18	2	10.0	4	23.5
43	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	41	4	9.6	8	19.1
44	木材及びその製品並びに木炭	3,069	302	9.8	614	20.0
45	コルク及びその製品	0	0	11.3	0	23.2
46	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び杖条細工物	0	0	10.0	0	20.6
47	木材パルプ、繊維系繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	4,384	765	17.4	765	17.5
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	868	57	6.5	86	9.9
49	書籍、新聞、絵画その他の印刷物、手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	503	32	6.4	47	9.4
50	絹及び絹織物	0	0	10.0	0	22.9
51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	17	2	10.1	4	25.0
52	綿及び綿織物	1,073	255	23.7	267	24.9
53	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	0	0	10.0	0	25.0
54	人造繊維とその製品	132	10	7.4	22	16.5
55	人造繊維の短繊維及びその織物	204	14	6.8	31	15.1
56	ウオーディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル	181	11	6.0	22	12.1
57	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	21	1	5.6	2	11.4
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	21	2	9.4	4	20.9
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類	119	9	7.6	19	16.0
60	メリヤス編物及びクロセ編物	13	1	10.0	3	23.8
61	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	9	1	9.9	2	24.4
62	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	18	2	10.0	4	24.6
63	紡織用繊維のその他の製品、セツト、中古の衣類	34	3	9.0	6	16.6
64	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	102	8	7.8	19	18.3
65	帽子及びその部分品	5	0	7.3	1	15.2
66	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	0	0	7.3	0	16.9
67	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	10	1	5.8	1	12.3
68	石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	255	17	6.8	36	14.2
69	陶磁製品	125	7	6.0	15	12.1
70	ガラス及びその製品	872	55	6.3	105	12.0
71	天然又は養殖の真珠、貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属とこれらの製品	5,306	521	9.8	1,053	19.8
72	鉄鋼	369	39	10.7	67	18.2
73	鉄鋼製品	1,173	100	8.5	175	14.9
74	銅及びその製品	1,668	375	22.5	405	24.3
75	ニッケル及びその製品	302	18	5.9	38	12.6
76	アルミニウム及びその製品	1,201	233	19.4	260	21.7
77	(欠番)					
78	鉛及びその製品	3	0	5.4	0	11.3
79	亜鉛及びその製品	23	2	8.2	3	13.9
80	すず及びその製品	3	0	9.0	1	20.9
81	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	291	23	8.0	43	14.9
82	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	272	21	7.7	46	17.1
83	各種の卑金属製品	170	12	6.8	24	14.2
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	9,796	755	7.7	1,552	15.8
85	電気機器及びその部分品、録音機、音声再生機、映像・音声の記録用、再生用の機器	7,177	656	9.1	1,308	18.2
86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両とこれらの部分品、線路用装備品及びその部分品	38	3	7.7	6	15.7
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	14,741	3,518	23.9	3,539	23.9
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	26	11	5.0	12	5.4
89	船舶及び浮き構造物	229	2	7.2	7	18.6
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器	9,872	624	6.3	1,088	10.3
91	時計及びその部分品	3	0	8.1	1	18.4
92	楽器並びにその部分品及び附属品	24	2	7.0	4	14.8
93	武器及び銃砲並びにこれらの部分品及び附属品	1	0	5.1	0	10.2
94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション、照明器具	272	19	7.1	39	14.2
95	がみ具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	170	9	5.3	19	11.2
96	雑品	95	6	6.7	13	13.8
97	芸術品、収集品及びこつとう	11	1	6.5	1	13.0
計		110,913	16,473	14.9	21,193	19.1

(注1) 中国：500億ドル分に25%、600億ドル分の品目については、平均7.4%の追加関税をかける場合（～2019年5月31日、予定）と14.5%の追加関税をかける場合（～2019年6月1日、予定）を計算。

(注2) 品目の細分化に限界があるため、追加関税対象額の合計は公表値とは完全には一致しない。
なお品目名は適宜省略しているため、関税率などの表記とは一致しない。

(注3) 2017年の実績値より計算。

(出所) 中国商務省、UN comtradeより大和総研作成

しかしながら、米国は上述の除外品目も含めた残りの約 3,000 億ドルについても最大で 25% の追加関税を賦課する姿勢である。医薬品やレアアースは対象外となっているが、ほぼ全ての対中輸入品目に追加関税が課される見込みだ（**図表 5**）。仮に、残りの 3,000 億ドルにも 25% の追加関税が課された場合、追加関税額は総額で 1,314 億ドルとなる。

他方で中国の対米報復関税は、5 月中までは 500 億ドルに対し 25%、600 億ドルに平均で 7.4% となっている（**図表 6**）。対象品目の輸入総額が 1,109 億ドル、追加関税総額は 165 億ドル、対象品目に対する平均追加関税率は 14.9% となっている。6 月 1 日からは、600 億ドルに対して平均で 7.4% であった追加関税率が、14.5% に引き上げられる。この結果、追加関税総額は 212 億ドル、対象品目に対する平均追加関税率は 19.1% になる。

モデル試算による影響は中国▲0.36%、米国▲0.55%、日本▲0.03%だが…

マクロモデルを用いて関税発動が日米中の経済に与える影響を試算したものが**図表 7** から**図表 12** だ¹²。**図表 7・8** は、米国が中国からの 2,000 億ドル相当の輸入品目に対する追加関税率を 10% で据え置かれていた場合の影響を試算している（5 月 9 日以前の関税率）。他方、**図表 9・10** は、同関税率が 25% に引き上げられ、中国が報復で 600 億ドルの対米輸入品の追加関税を平均 7.4% から 14.5% へと引き上げた場合の試算を示した（5 月 10 日以降の関税率）。**図表 11・12** は、米国が医薬品とレアアースを除くすべての品目に 25% の追加関税を賦課した場合の試算である。

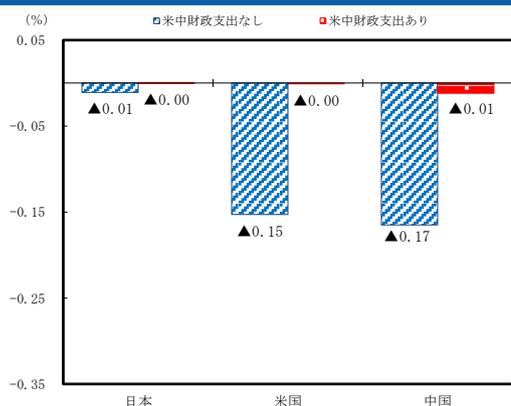
米国の追加関税率が 10% で据え置かれていた場合の試算値を確認すると、（関税によって増加した政府収入を政府支出として還元しないケースでの）GDP の下押し効果はそれぞれ中国が▲0.17%、米国が▲0.15% となり、日本が▲0.01% となる。（関税によって増加した政府収入を政府支出として還元した場合、その影響は中国が▲0.01%、米国と日本は▲0.00% となる。）

米国の追加関税率が 25% に引き上げられ、中国が報復するケースの試算値を確認すると、（関税によって増加した政府収入を政府支出として還元しないケースでの）GDP の下押し効果はそれぞれ中国が▲0.25%、米国が▲0.29% となり、日本が▲0.02% となる。（関税によって増加した政府収入を政府支出として還元した場合、その影響は中国が▲0.04%、米国が+0.00%、日本は▲0.00% となる。）

米国が医薬品とレアアースを除くすべての品目に 25% の追加関税を賦課した場合の試算値を確認すると、（関税によって増加した政府収入を政府支出として還元しないケースでの）GDP の下押し効果はそれぞれ中国が▲0.36%、米国が▲0.55% となり、日本が▲0.03% となる。（関税によって増加した政府収入を政府支出として還元した場合、その影響は中国が▲0.13%、米国が+0.01%、日本は▲0.00% となる。）

¹² 詳細は下記レポート参照。小林俊介、廣野洋太「[日本経済見通し：2018 年 6 月 - I. 米中関税合戦は延長戦入り、日本経済・企業収益はどうなる？ II. 消費増税の影響を巡る過少推計レトリックと論点整理 III. 経済見通しを改訂：2018 年度+1.0%、2019 年度+0.8%](#)」（大和総研レポート、2018 年 6 月 20 日）

図表 7：関税の影響試算（総括版）



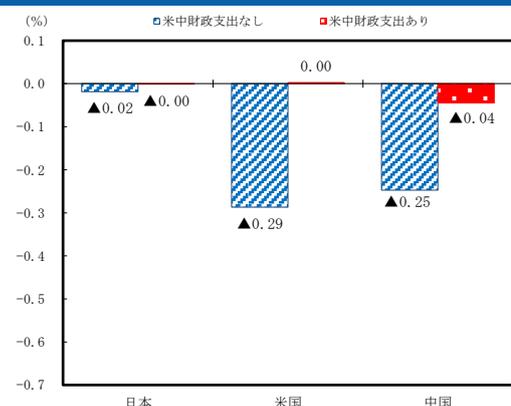
(注) 全て実質。実績値からの乖離率。
(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

図表 8：日米中経済に与える影響（詳細版）

中国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.17	▲0.34	▲0.06	0.00	▲0.30	▲0.32
	寄与度		▲0.13	▲0.03	0.00	▲0.06	0.06
米中財政支出あり	乖離率	▲0.01	▲0.34	▲0.00	0.93	▲0.22	▲0.20
	寄与度		▲0.13	▲0.00	0.13	▲0.04	0.03
米国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.15	▲0.26	▲0.20	0.00	▲0.09	▲0.47
	寄与度		▲0.18	▲0.03	0.00	▲0.01	0.08
米中財政支出あり	乖離率	▲0.00	▲0.26	▲0.00	1.08	▲0.07	▲0.05
	寄与度		▲0.18	▲0.00	0.18	▲0.01	0.01
日本経済に与える影響		実質GDP	個人消費	住宅投資	設備投資	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.01	▲0.00	▲0.00	▲0.08	▲0.12	▲0.11
	寄与度		▲0.00	▲0.00	▲0.01	▲0.02	0.02
米中財政支出あり	乖離率	▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.00
	寄与度		▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.00	0.00

(注1) 米国が中国からの輸入500億ドルに25%、2,000億ドルに10%課税。
中国が米国からの輸入500億ドルに25%、600億ドルに7.4%課税した場合の影響試算。
(注2) 全て実質。実績値からの乖離率(%)とその寄与度(%pt)。
(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

図表 9：関税の影響試算（総括版）



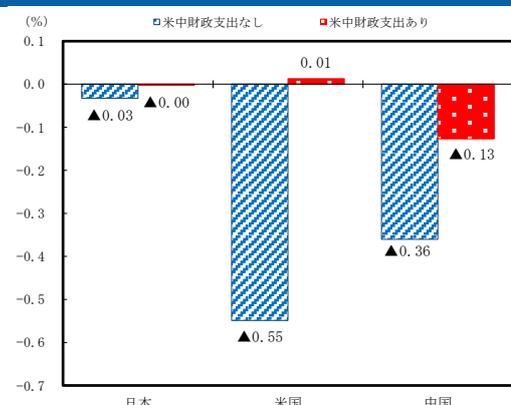
(注) 全て実質。実績値からの乖離率。
(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

図表 10：日米中経済に与える影響（詳細版）

中国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.25	▲0.43	▲0.09	0.00	▲0.57	▲0.43
	寄与度		▲0.17	▲0.04	0.00	▲0.12	0.08
米中財政支出あり	乖離率	▲0.04	▲0.43	▲0.02	1.16	▲0.41	▲0.27
	寄与度		▲0.17	▲0.01	0.17	▲0.09	0.05
米国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.29	▲0.50	▲0.38	0.00	▲0.13	▲0.88
	寄与度		▲0.35	▲0.06	0.00	▲0.02	0.14
米中財政支出あり	乖離率	0.00	▲0.50	0.00	2.07	▲0.09	▲0.08
	寄与度		▲0.35	0.00	0.35	▲0.01	0.01
日本経済に与える影響		実質GDP	個人消費	住宅投資	設備投資	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.02	▲0.01	▲0.00	▲0.14	▲0.20	▲0.19
	寄与度		▲0.00	▲0.00	▲0.02	▲0.04	0.03
米中財政支出あり	乖離率	▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.01	▲0.01	▲0.01
	寄与度		▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.00	0.00

(注1) 米国が中国からの輸入2,500億ドルに25%の追加関税。
中国が米国からの輸入500億ドルに25%、600億ドルに平均14.5%追加関税。
(注2) 全て実質。実績値からの乖離率(%)とその寄与度(%pt)。
(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

図表 11：関税の影響試算（総括版）



(注) 全て実質。実績値からの乖離率。
(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

図表 12：日米中経済に与える影響（詳細版）

中国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.36	▲0.43	▲0.12	0.00	▲1.11	▲0.51
	寄与度		▲0.17	▲0.05	0.00	▲0.23	0.09
米中財政支出あり	乖離率	▲0.13	▲0.43	▲0.05	1.16	▲0.81	▲0.35
	寄与度		▲0.17	▲0.02	0.17	▲0.17	0.06
米国経済に与える影響		実質GDP	個人消費	設備投資	政府支出	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.55	▲0.98	▲0.73	0.00	▲0.14	▲1.69
	寄与度		▲0.68	▲0.12	0.00	▲0.02	0.28
米中財政支出あり	乖離率	0.01	▲0.98	0.02	4.03	▲0.11	▲0.14
	寄与度		▲0.68	0.00	0.68	▲0.01	0.02
日本経済に与える影響		実質GDP	個人消費	住宅投資	設備投資	輸出	輸入
米中財政支出なし	乖離率	▲0.03	▲0.01	▲0.00	▲0.24	▲0.35	▲0.33
	寄与度		▲0.01	▲0.00	▲0.04	▲0.06	0.06
米中財政支出あり	乖離率	▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.02	▲0.03	▲0.03
	寄与度		▲0.00	▲0.00	▲0.00	▲0.01	0.01

(注1) 米国が医薬品、レアアースを除く中国からの全ての輸入品に25%の追加関税。
中国が米国からの輸入500億ドルに25%、600億ドルに平均14.5%追加関税。
(注2) 全て実質。実績値からの乖離率(%)とその寄与度(%pt)。
(出所) 大和総研のマクロモデルによる試算値

これらの図表 7・8 と図表 9・10 の試算の差分が、10%の関税率を 25%に引き上げ、さらに中国が報復した場合の直接的な影響となるが、その効果はそれぞれ中国が▲0.08%pt、米国が▲0.13%pt となり、日本が▲0.01%pt となる（関税によって増加した政府収入を政府支出として還元した場合、その影響は中国が▲0.03%pt、米国が+0.00%pt、日本は▲0.00%pt となる）。

さらに図表 9・10 と図表 11・12 の試算の差分が、米国が約 3,000 億ドルの対中輸出品目に 25%の追加関税を賦課した場合の直接的な影響となる。その効果はそれぞれ中国が▲0.11%pt、米国が▲0.26%pt となり、日本が▲0.01%pt となる（関税によって増加した政府収入を政府支出として還元した場合、その影響は中国が▲0.08%pt、米国が+0.01%pt、日本は▲0.00%pt となる）。

3. 日本経済・日本企業への含意

最も警戒すべき「二次的効果」

しかしいずれにせよ、これらはいくまでもモデル上の試算値であり、「二次的効果」と「代替効果」を描写できない部分に深刻な弱点を抱えている。

まず、前者について確認すると、とりわけ今回の米中関税合戦によって危惧されている日本経済のリスクは、中国から米国に輸出されている電子機器を生産するために必要となる部材や資本財の対中輸出が顕著に減少するシナリオだろう。しかし一般的なマクロモデルでは、今回のように特定の品目・特定の産業に影響が偏っている場合の影響の波及効果を描写することが難しい。

図表 13： 第三国経由を含む日本の対米輸出額（2011 年）

対米輸出額（100万ドル）

	合計	直接輸出	第3国経由		
			中国	メキシコ・カナダ	その他
合計	209,725	151,191	24,003	9,406	25,126
食品	970	551	58	53	309
繊維	2,861	877	1,288	52	644
化学	11,268	8,699	589	123	1,858
ゴム	4,357	2,908	615	110	725
一次金属	7,382	5,580	220	253	1,329
金属製品	2,187	1,072	311	147	656
機械	18,613	14,626	1,404	558	2,025
コンピュータ・電子部品	50,741	24,991	15,248	2,218	8,284
電気機械	7,862	4,115	2,059	675	1,013
自動車	35,567	27,906	681	4,278	2,703
その他輸送機械	3,198	2,361	131	103	604

（出所）OECD統計より大和総研作成。主要品目のみ表示

この問題は重大である。事実、OECD の試算によれば、中国から米国に輸出される品目のうち、実際には日本で付加価値が創造されている品目の総額は 2011 年時点で 240 億ドルに上り、うち 152 億ドルをコンピュータ・電子部品関連の品目が占めている（**図表 13**）。また、当時に比べて現在、中国の対米輸出総額は大幅に拡大していることを踏まえると、日本の関連産業が二次的に受ける影響も 2011 年当時よりも大きくなっている可能性が極めて高い。

「代替効果」は日本経済に恩恵をもたらす可能性

後者は言わば「漁夫の利」の効果であり、米中が関税を相互に賦課することで代替生産が増加する周辺国への影響をさす。

代替効果を試算する具体的な手法としては GTAP (Global Trade Analysis Project) ¹³モデルを用いることが代表的だ。GTAP は、米国パデュー大学のハーテル教授らを中心に開発された、国際貿易を分析するためのモデルである。国ごとに家計、産業別企業、政府が存在しており、各財の価格変化に応じてそれぞれの主体が需給を調整し、市場が均衡する仕組みになっている。このモデルを通じて、輸出入品価格の変動による業種別の影響や代替効果を捕捉することが可能となる。

GTAP モデルを用いた米中貿易摩擦のシミュレーションは、海外の研究者が中心となっていて行われているが、日本では堤 (2018) ¹⁴が新しい。堤 (2018) では、当社が試算した米中摩擦による追加関税額を前提に、①追加関税単体の影響と②資本蓄積や技術進歩の影響を勘案した影響の二通りの影響を試算している。②については、対外開放が進むほど資本蓄積や技術進歩が進む影響を取り入れたものである。

簡単に試算結果を紹介すると、①追加関税単体の影響については、米国の GDP を▲0.09%程度、中国の GDP を▲0.21%程度押し下げる結果となっている。日本については、GDP を+0.00%程度押し上げる結果となっており影響はほぼないが、相対的な価格競争力が上がることから、むしろプラスの影響が得られる。日本以外の第三国についても影響はほぼなく、世界全体で見ると GDP は▲0.03%下押しされる結果となった。

②資本蓄積や技術進歩の影響を勘案した場合についても、符号の方向に関しては①とほぼ同様となっているが、影響は大きくなっている。具体的には、米中の GDP をそれぞれ、▲1.60%程度と▲2.46%程度押し下げる結果となった。日本の GDP は+0.23%程度押し上げられる結果となっており、他の第三国についてもプラスの効果が得られている。もっとも、世界全体の GDP は、▲0.45%下押しされる結果となっており、やはりマイナスとなる。

¹³ <https://www.gtap.agecon.purdue.edu/>

¹⁴ 堤雅彦 (2018) 『米中関税引上げ』の経済的帰結：シミュレーションモデルを用いた影響試算
一橋大学経済研究所世代間問題研究機構 ディスカッション・ペーパー No. 672
<http://eis.ier.hit-u.ac.jp/Common/pdf/dp/2018/dp672.pdf>

また、①のケースで日本への業種別の影響を確認すると、繊維アパレル等や鉄鋼・金属製品など多くの産業で生産数量が減少する一方で、輸送機械や電気機械・一般機械などは増加する結果となっている。さらに②のケースでは、日本の対外開放度の上昇に伴い、一部の産業¹⁵を除き全産業で生産数量が増加すると試算されている¹⁶。

間接的に後退する「同盟国に対する関税引き上げリスク」

ここまでの議論をまとめると、日本経済にとって「二次的効果」が短期的な悪材料、「代替効果」が長期的な好材料となりうるのが経済学的見地から導出される。加えて政治的考察から、日本経済にとって短期的な好材料となりうるのが、「同盟国に対する関税引き上げリスク」の後退だろう。

中でも日本にとって致命的リスクとなりうるのは、日本車への関税引き上げだ。1962年通商拡大法 232 条に基づく自動車および自動車部品の輸入に関する米国側の調査は既に完了しており、これを受けて現行 2.5%の関税率が、20%ないしは 25%に引き上げられるリスクも皆無ではないとされてきた。足下で 2.5%の関税率がかかっている乗用車は 4.5 兆円、自動車部品は 0.9 兆円（いずれも 2018 年実績ベース）となっている。もし上述のリスクシナリオが示現した場合、合わせて 5.5 兆円が追加関税の対象となる可能性がある。これらの品目に、たとえば一律 25%の関税が賦課された場合、関税の増加額は 1.2 兆円と試算される（**図表 14**）。

しかしこの懸念は後退する。第一章で述べたように、米中冷戦が深刻化するほど同盟関係が重要となるためだ¹⁷。この点は、「代替効果」に加えて、「米中冷戦」激化に伴う「漁夫の利」と考えることができるだろう。

図表 14：米国自動車関税に伴う日本車販売への影響

		台数 (台)	金額 (億円)	関税引き上げ額 (億円)
①	米国内日本車販売	6,623,908		
②	米国内日本車生産	3,773,993		
③	米国内工場からの日本車輸出	423,415		
④	日本からの直接輸出(部品除く)	1,742,307	44,903	9,946
①-[②-③]-④=⑤	第三国からの輸出	1,531,023	39,458	
⑥	日本からの自動車部品輸出		9,295	2,091
④+⑤+⑥	日本企業対米自動車関連輸出総計		93,656	12,037

(注1) ①、④、⑥は2018年、②、③は2017年の実績値。第三国からの輸出額は、④直接輸出の単価を台数にかけて推計。

(注2) 第三国は、主にカナダ、メキシコと考えられるが、USMCA加盟国であるため、⑤は追加関税なしと想定。

(注3) 関税引き上げ額は、関税率の引き上げが④：2.5%⇒25%、⑥：2.5%⇒25%と想定。

(出所) Automotive News、Haver Analytics、JAMA、財務省統計より大和総研作成

¹⁵ 鉱物性燃料、繊維アパレル等

¹⁶ もっとも、同試算結果のみを流用して、米中貿易戦争が激化するほど日本を含めた第三国にとってプラスの効果が大きいと主張するのをもまた、行儀の良い引用とは言えない。というのも、GTAPモデルでは財の代替や生産要素の移動がスムーズに行われることが前提になっているためだ。ここでサプライチェーン再構築に伴う摩擦的コストなどは考慮されていない。

¹⁷ 実際、自動車とその部分品への追加関税については判断が延期され、180日間の猶予が与えられるとの報道が本稿執筆時点で出ている。Bloomberg「[米、日本とEUに180日の猶予—自動車輸出『制限・規制』同意で](#)」(2019年5月16日)